

別 冊

文化財の指定について
(資料)

令和6年3月



令和6年2月18日

宮代町教育委員会 様

宮代町文化財保護委員会
委員長 島村 圭一

宮代町文化財保護委員会における町指定文化財に対する指定の建議について

このことについて、令和6年2月18日の会議において、宮代町文化財保護条例第7条第2項に基づき、別紙文化財の指定について審議したところ、出席者全員の同意があったので建議いたします。

指定文化財の指定に関する調書

令和6年3月

指定文化財に関する調書

No. 35

記入年月日	令和6年1月23日
種 別	有形民俗文化財
名 称	東条原獅子舞用具
員 数	一括（添付リスト参照）
所 在 地	宮代町東条原367
所有者の住所・氏名	東条原鷲宮神社
管理者の住所・氏名	東条原鷲宮神社氏子総代
経過及び現況	<p>東条原獅子舞は、延享2年（1745年）頃に始められたと伝わる宮代町唯一の獅子舞として、昭和56年8月1日に町指定無形民俗文化財に指定された。</p> <p>しかし、平成17・18年頃から後継者不足となり、また演者や奏者が亡くなるなどして、獅子舞そのものの奉納ができなくなったことから、平成26年7月21日に東条原獅子舞保存会が解散し、保存会そのものが無くなった。</p> <p>解散後しばらくの間は注視してきたが、復活のきざしが全くなかったことから止むを得ず、令和4年4月18日を以て指定を解除した。</p> <p>保存会の解散以降、獅子舞に関する用具類は東条原鷲宮神社氏子総代により管理され、獅子頭等一部の用具については郷土資料館に寄託されている。</p> <p>町としても、貴重な無形民俗文化財の存在を後世に伝えるために、獅子舞の上演に必要な獅子頭等の用具類について文化財指定を行い、保護する必要があると考えた。獅子や天狗の装束については町史資料第14集にまとめられているが、用具等の詳細について、まずは令和4年12月18日に文化財保護委員による現地調査を、次いで令和5年2月19日に現地調査で確認できなかった部分についての追加調査を行い、町指定有形民俗文化財に向けた検討を行ってきた。</p>
指定理由	<p>延享2年（1745年）頃から伝わるという町域唯一の獅子舞であり、町指定無形民俗文化財であった東条原獅子舞についてその存在を後世に伝えると共に、江戸時代から使われてきたと伝わる用具類を、滅失・散逸させることなく後世に遺し伝えるために、町指定有形民俗文化財として指定し保護していくことが必要と考える。</p>

備 考	<p><u>指定品リスト</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・獅子頭（男獅子・中獅子・女獅子） 3頭 ・獅子衣装（ジバン・ハカマ） 3着 ・太鼓・バチ 3組 ・ひょつとこ面 4面 ・ひょつとこ衣装 （ジバン・シタバキ・タスキ・サンジャク） 3着分 ・弓 1本 ・天狗面 1面 ・天狗衣装（烏帽子・ジバン・ハカマ・前垂れ） 1着分 ・巻物 1巻 ・刀 1振 ・御幣（幣束）（持ち手の底に「条」の文字あり） 1本 ・太鼓方 太鼓・バチ・タスキ 2張・2組・2本 ・太鼓台 1台 ・太鼓・笛方衣装（浴衣・角帯） 6着分 ・花笠（木杵・幕・竹ひご） 4組 ・万灯（柱・笠・幕2枚） 1組 ・万灯の幕（旧） 2枚
-----	--



獅子舞



村 回 り